

別添資料

納税証明書はスマホで 請求・受取ができます!

納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマホ・タブレット・パソコンからe-Taxを使って、簡単に請求から受取までできますので、是非ご利用ください!

メリット

①

いつでもどこでも!

スマホで完結!

タブレット
パソコンでも!

メリット

②

手数料がお得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

メリット

③

期間内*であれば

何度でも印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
 ※電子納税証明書の場合、e-Taxのメッセージボックスに90日間保存されます。
 その期間内であれば、何度でも使用可能です。

▼ オンラインで請求から受取までの流れ ▼

step 1 自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン
 メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。
 ※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

個人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual>



法人の方

<https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/Corporate>



step 2 電子申請

必要事項を入力して送信
 マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
 有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続きをお願いします。
 有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

マイナンバーカード
が必要です!デジタル庁
公式noteはコチラ

step 3 電子発行・受取

メッセージボックスに
 手数料の案内が格納されます。
 インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。



ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。

留意点

スマホを利用した納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。

代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

代理人の方が、業務として納税証明書の請求を行うことは、税理士法に規定する税務代理に該当します。



国税庁 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>

詳しい手続の仕方はこちらから

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm



納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法は裏面へ

納税証明書をオンラインで請求後、書面で受け取る方法

方法1 オンラインで請求後、**窓口**で受取step
01

自宅やオフィスで請求

e-Taxホームページからログイン後、
メインメニューの「申請・納付手続を行う」内の
「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し、作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。

step
02

税務署窓口で本人確認

本人

- 本人確認書類(運転免許証など)※1
- 番号確認書類(マイナンバーカードなど)※2

委任状

代理人

- 委任状
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など)※1
- 請求者本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写し※2

※1 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。

※2 個人の方の請求の場合、必要です。

step
03

手数料



手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金により手数料を納付します。
1税目 1年度 1枚あたり370円

オンライン請求なら

手数料が
おトク!!step
04

納税証明書の受取

方法2 オンラインで請求後、**郵送**で受取

請求者の電子署名及び電子証明書を送信して、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「**書面の納税証明書を受け取る場合について**」をご覧ください。

※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。



全省庁統一参加資格の申請や建設業許可申請を行う方は、

納税証明書が取得不要の場合があります!

e-Taxの利用者識別番号をお持ちの方は、外部機関システムを利用して各種申請を行う際に、
納税情報の添付自動化(納税証明書に代えて「納税情報」を取得し、申請先に提出することができる仕組み)が
ご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ内「**納税情報の添付自動化について**」をご覧ください。

URL:https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/tenpu_jidouka.htm



令和7年6月現在において、納税情報の添付自動化が利用可能な手続は、以下のとおりです。

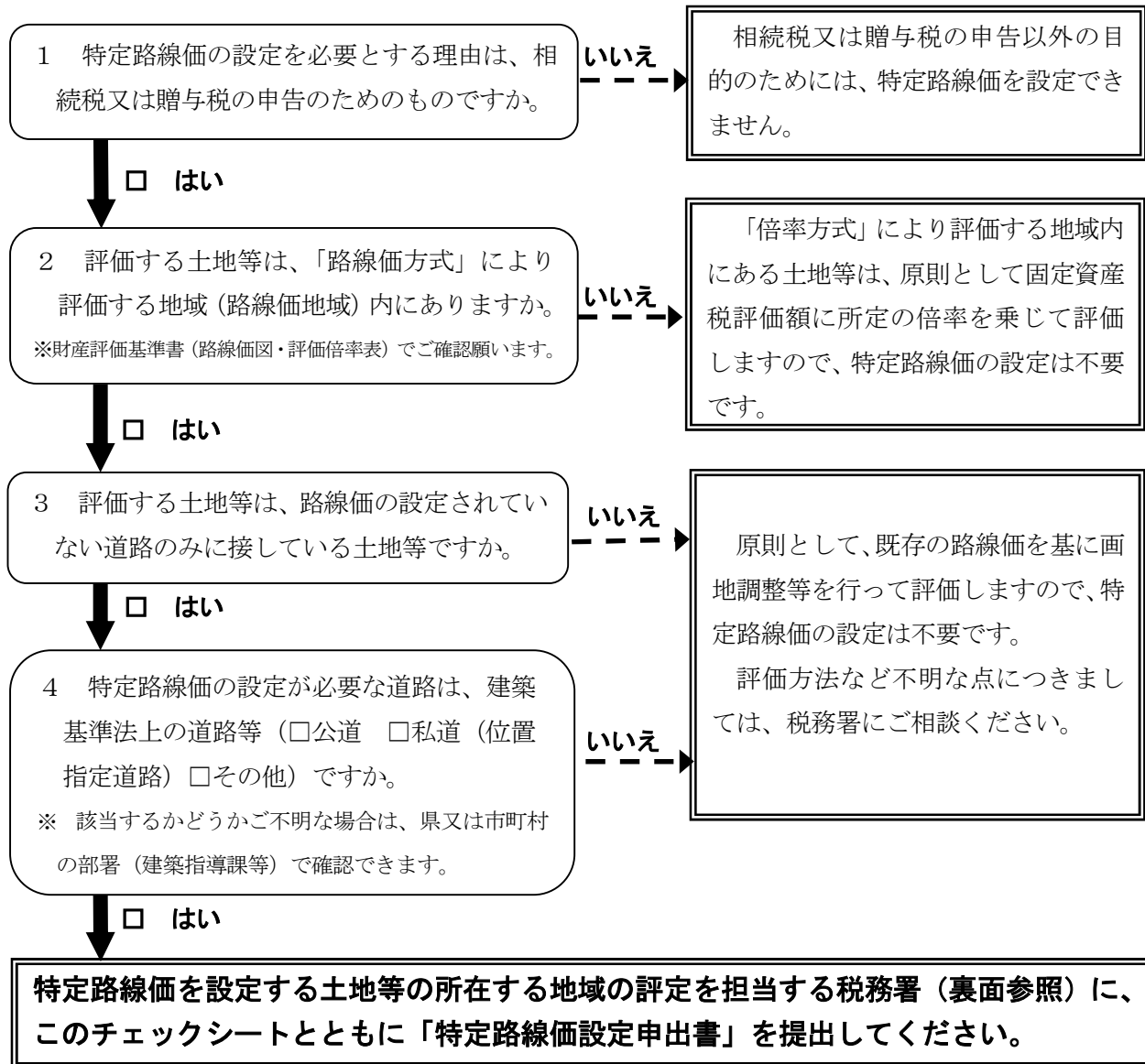
- 物品の製造・販売等の入札参加に係る統一資格審査申請
- 建設業許可申請、経営事項審査申請(国土交通省)

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： _____

土地等の所在地： _____

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
 なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
 - ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
 - ② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号(平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。)」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書(路線価図・評価倍率表)は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、おおむね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署(裏面参照)の評価専門官にご相談ください。

(裏面)

評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-1178 (ダイヤルイン)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2150 (ダイヤルイン)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4452 (ダイヤルイン)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9409 (ダイヤルイン)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5464 (ダイヤルイン)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2953 (ダイヤルイン)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2154 (ダイヤルイン)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-213-8007 (ダイヤルイン)

特定路線価設定申出書などの記載例

平成△年分 特定路線価設定申出書
令和

課税年分を記入します。

○ ○ 税務署長

令和○年○月○日 申出者 住所 (所在地) 〒 ○○○-○○○
○○市○○5丁目6番7号
(納税義務者)

納税義務者からの申出に限りです。 氏名 (名称) 国税 三郎

相続税等の申告のために必要がある場合のみ申し出ることができます。 職業 (業種) 不動産 特定路線価の設定が必要を確認するため、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」をご活用ください。

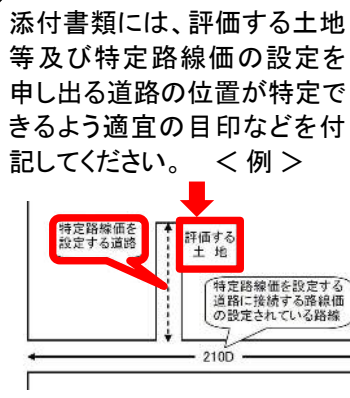
相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるため、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

1 特定路線価の設定を必要とする理由	<input checked="" type="checkbox"/> 相続税申告のため (相続開始日 R△年 8月 20日) 被相続人 (住所 <u>○○市○○5丁目6番7号</u>) (氏名 <u>国税 太郎</u>) (職業 <u>不動産貸付業</u>) <input type="checkbox"/> 贈与税申告のため (受贈日 _____)
2 評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する路線価を設定する道路の所在地、状況等の別紙」を添付する。
3 添付資料	(1) 物件案内図 (住宅地区の写し) (2) 地形図 (公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日 R○年 3月 _____ (4) その他 (・特定路線価設定申出書の提出チェックシート ・令和○年分路線価図○○○○○ページ ・登記事項証明書の写し)
4 連絡先	〒○○○-○○○ 住所 <u>○○市○○町123番地</u> 氏名 <u>埼玉 京子</u> 職業 <u>税理士</u> 電話番号 <u>○○○-○○○-○○○</u>
5 送付先	<input type="checkbox"/> 申出者に送付 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先に送付

※ □欄には、該当するものにレ点を付してください。


評価する土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、その土地を評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定を申し出るために使用します。

印欄は記入しな
さい。



回答書の送付先をいずれか指定してください。
(注) いずれの場合も、申出者名で回答書が作成されますのでご了承ください。

(資 9-29-A 4 統一)

- ◎ この記載例の4枚目「評定担当署一覧」をご覧ください、該当する評定担当署に提出(持参又は郵送)してください。
- ◎ この申出書を提出した場合でも、評価する土地等を、路線価を基に評価することができる場合には、特定路線価を設定しない(回答できない)こととなりますので、ご了承ください。
- ◎ 申出書の様式は、国税庁HPの関東信越国税局サイトからダウンロードできます。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/index.htm>)
- ◎ 相続税申告をされる方は、e-Taxをご利用ください。 「相続税e-Tax特設サイト」→ 

別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書

土地等の所在地 (住居表示)	〇〇市〇〇5丁目123番11 及び同所123番13 (〇〇5丁目3番4号)		特定路線価により評価する土地等の所在地等を評価単位に基づき、画地ごとに記載してください。
土地等の利用者名、 利用状況及び地積	(利用者名) 国税三郎 (利用状況) 宅地(自用地)	145.5 m ²	その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地(自用地)」、「宅地(貸地)」などと記載してください。
道路の所在地	〇〇市〇〇5丁目124番6 及び同所124番7		「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
道路の幅員及び奥行	(幅員) 4.2m	(奥行) 約25m	「評価する土地等の前面道路の幅員」及び「路線価の設定されている路線からその土地等の最も奥までの奥行距離」を記載してください。
舗装の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装済 ・ <input type="checkbox"/> 未舗装		
道路の連続性	<input type="checkbox"/> 通抜け可能 (<input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) <input checked="" type="checkbox"/> 行止まり (<input checked="" type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		<input type="checkbox"/> 通抜け可能 (<input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> 行止まり (<input type="checkbox"/> 車の進入可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)
道路のこう配	約3度		特定路線価を設定する道路にこう配がある場合に傾斜度を記載してください。
上水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合又は、「特定路線価を設定する道路」に敷設されていないが、引込距離が約50m程度で、容易に引込み可能な場合をいいます。
下水道	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		
都市ガス	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (<input type="checkbox"/> 引込み可能・ <input type="checkbox"/> 不可能)		
用途地域等の制限	(第一種住居) 地域 建蔽率 (60) % 容積率 (200) %		その土地等の存する地域の都市計画画法による用途地域、建蔽率及び容積率を記載してください。
その他(参考事項)	建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路(〇年〇月〇日に位置指定を受けたもの) この道路に接道する土地の所有者6名が同一持分を所有しています。		
上記以外に土地等の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。また、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」を併せてご活用ください。			

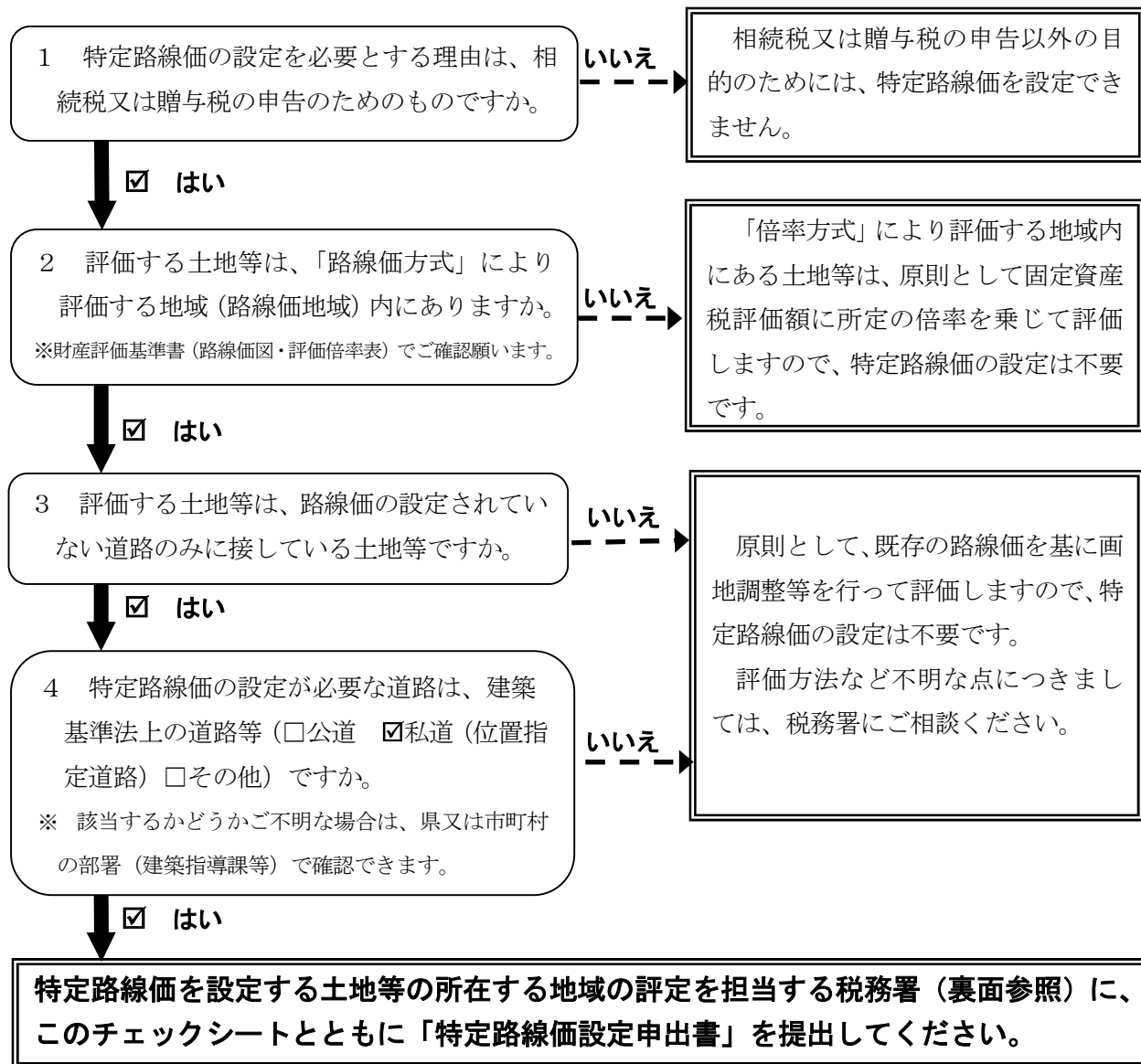
(頁 9 - 30 - A 4 統一)

特定路線価設定申出書の提出チェックシート

申出者氏名： 国税 三郎

土地等の所在地： ○○市○○5丁目123番11ほか1筆

「特定路線価設定申出書」を提出する場合には、次の事項のチェックをお願いします。



- ※1 特定路線価は、原則として「建築基準法上の道路等」に設定しています。
 なお、「建築基準法上の道路等」とは、建築物の建築に必要とされる道路等であり、次のものをいいます。
 - ① 「建築基準法第42条第1項1号～5号又は第2項」に規定する道路
 - ② 「建築基準法第43条第2項1号又は2号（平成30年9月25日改正前の建築基準法第43条第1項ただし書を含む。）」の適用を受けたことのある敷地に面する道
- ※2 財産評価基準書（路線価図・評価倍率表）は国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認できます。
- ※3 特定路線価の設定には、おおむね1か月程度の期間を要します。
- ※4 このチェックシートについての不明な点につきましては、特定路線価評定担当署（裏面参照）の評価専門官にご相談ください。

(裏面)

評定担当署一覧

評定担当地域	評定担当署
茨城県全域	〒310-8666 水戸市北見町1番17号 水戸税務署 評価専門官 TEL 029-231-1178 (ダイヤルイン)
栃木県全域	〒320-8655 宇都宮市昭和2丁目1番7号 宇都宮税務署 評価専門官 TEL 028-621-2150 (ダイヤルイン)
群馬県全域	〒371-8686 前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎 前橋税務署 評価専門官 TEL 027-224-4452 (ダイヤルイン)
川越署、秩父署、所沢署、 東松山署、朝霞署の管内	〒350-8666 川越市大字並木452番地の2 川越税務署 評価専門官 TEL 049-235-9409 (ダイヤルイン)
川口署、西川口署、浦和署、 大宮署、上尾署の管内	〒330-9590 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館 浦和税務署 評価専門官 TEL 048-600-5464 (ダイヤルイン)
熊谷署、行田署、本庄署、 春日部署、越谷署の管内	〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 春日部税務署 評価専門官 TEL 048-733-2953 (ダイヤルイン)
新潟県全域	〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 新潟税務署 評価専門官 TEL 025-229-2154 (ダイヤルイン)
長野県全域	〒380-8612 長野市西後町608番地の2 長野税務署 評価専門官 TEL 026-213-8007 (ダイヤルイン)

特定路線価設定申出書の提出チェックシート等への画面遷移イメージ

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 読み上げ・文字拡大 使用方法 ▶ 利用者別に調べる ▶ サイト ▶ 音声読み上げツール

ホーム 税の情報・手続・用紙▶ 刊行物等▶ 法令等▶ お知らせ▶ 国税庁等について▶

ホーム / 国税庁等について / 組織 (国税局・税務署等) / 関東信越国税局

緊急のお知らせ

- ・令和6年終盤半島地震に関するお知らせ (令和6年12月9日更新)
- ・不審なメールや電話にご注意ください

関東信越国税局
Kantoshinetsu Regional Taxation Bureau

国税庁等について

- ▶ 国税庁の概要
- ▶ 組織 (国税局・税務署等)
- ・ 税務署の所在地などを知りたい方
- ・ 札幌国税局
- ・ 仙台国税局
- ・ **関東信越国税局**
- ・ 東京国税局
- ・ 金沢国税局
- ・ 名古屋国税局
- ・ 大阪国税局
- ・ 広島国税局
- ・ 高松国税局
- ・ 福岡国税局
- ・ 熊本国税局

新着情報

国税局・税務署の案内 報道発表・統計 税に関する情報 **その他の情報**

- ・ 関与先名簿及び使用者等名簿の様式掲載について (令和7年4月1日)
- ・ 関東信越国税局採用リーフレット (PDF/2,330KB) (令和7年3月)
- ・ 関東地区官庁オープンツアーの開催 (令和7年2月18日)
- ・ 公共事業等の実施に伴う取用等に係る課税の特例についての事例 (日)
- ・ **特定路線価・個別評価申出書 (令和6年7月3日)**
- ・ 関与先名簿及び使用者等名簿の様式掲載について (令和6年4月8日)

特定路線価設定申出書

【概要】
相続税又は贈与税の申告に際し、路線価の設定されていない道路のみに接している宅地の価額を評価するために路線価 (特定路線価) の設定を求める手続きです。

【手続対象者】
相続税又は贈与税の申告のために特定路線価の設定が必要となる者

【提出方法】
申出書を作成の上、提出先に持参又は送付してください。

【添付書類・部数】
「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」、「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」及び物件案内図、地形図、写真等の資料

【申請書様式・記載要領】

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

- ・ 「平成・令和 年分 特定路線価設定申出書」 (PDF/49KB)
- ・ 「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」 (PDF/97KB)
- ・ **「特定路線価設定申出書の提出チェックシート」 (PDF/114KB)**
- ・ 「特定路線価設定申出書などの記載例」 (PDF/281KB)

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム 税の情報・手続・用紙▶ 刊行物等▶ 法令等▶ お知らせ▶ 国税庁等について▶

ホーム / 国税庁等について / 組織 (国税局・税務署等) / 関東信越国税局 / 特定路線価・個別評価

特定路線価・個別評価

- ▶ **特定路線価設定申出書**
- ▶ 個別評価申出書